

第七十一条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」を「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「金融商品取引法」に、「（新証券取引法」を「（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）」に、「新証券取引法」を「新金融商品取引法」に改める。

附則第八十五条第二項中「内閣府令で定めるところにより」を削り、「費用を」の下に「当該委託者における公告の方法により」を加え、「知られたる」を「知っている」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第七十二条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「有価証券市場」を「金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）」に、「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引」を「同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第七十三條 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号イ中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改め、同号口中「証券取引法第二条第一項第八号」を「金融商品取引法第二条第一項第十五号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第十五号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改め、同号二中「証券取引法第二条第一項第六号」を「金融商品取引法第二条第一項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、

「同項第六号」を「同項第九号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改める。

(預金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第一百七十四条 預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第一百七十五条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第五号中「第二条第二十項」を「第二条第十三項」に改め、同条第六号イ中「証券取引法第二条第一項第四号」を「金融商品取引法第二条第一項第五号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改め、同号口中「証券取引法第二条第一項第八号」を「金融商品取引法第二条第一項第十五号」に、「同項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第十五号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改め、同号二中「証券取引法第二条第一

項第六号」を「金融商品取引法第二条第一項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「同条第一項第九号」を「同条第一項第十七号」に改める。

(国際協力銀行法の一部改正)

第一百七十六条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項中「証券業者」を「金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者」に改め、同条第十二項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第一百七十七条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第七項中「証券業者」を「金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第一百七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百二十六号)以

下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

三十 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

別表第二中第十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第五号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

二十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百七十七条の二第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

別表第二中第十三号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十三条の二の二（損失補てんに係る利益の收受

等)の罪

別表第二中第十二号を第二十二号とし、第九号から第十一号までを十号ずつ繰り下げる。

別表第二中第八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第一百条の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

別表第二中第七号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号) 第二十五条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

別表第二中第六号を第十四号とし、第五号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第九十条の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

別表第二中第四号を第十一号とし、第三号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号) 第三百六十三条第六号(損失補てんに係る利益

の收受等)の罪

別表第二第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「第九十八条第十八号(内部者取引)又は」を削り、同号を同表第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百九条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第一百二十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

八 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第十条の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

別表第二第一号の次に次の三号を加える。

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第五十条ノ四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第二号(損失補

てんに係る利益の收受等)の罪

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十九条の六第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

(組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後である場合における施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表第四十九号の規定の適用については、同号中「金融先物取引法」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第 号)第二百七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法」とする。

(民事再生法の一部改正)

第八十条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の二第六項第三号中「第二条第二十四項」を「第二条第十七項」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第百八十一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「前項」を「証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第三号」に、「証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第十号の二及び第十号の三」を「金融商品取引法第二条第一項第四号、第八号、第十九号及び第二十号」に改め、「ついでには、」の下に「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二百二十九条に規定する」を加え、「新資産流動化法」を「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第百八十二条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「説明すべき事項」を「説明をすべき事項等」に、「しなかったこと」を「しなかったこと等」に改める。

第二条第一項第三号中「特定権利(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定す

る有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ、ハ及びニにおいて同じ。）であるものを除く。）を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）」に改め、同項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「権利をいう。」を「権利をいい、同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。」に、「同条第二十項に規定する有価証券先物取引（第九号において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引（第十号において「有価証券先渡取引」という。）」を「第八号及び第九号に掲げるもの」に改め、同項第六号イを次のように改める。

イ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

第二条第一項第六号ロ及びハを削り、同号二中「特定権利」を「金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利」に改め、同号二を同号ロとし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引若しくは同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

第二条第一項第九号を次のように改める。

九 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

第二条第一項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とする。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

第三条第四項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第一号から第三号まで」を「第一項第一号、第三号及び第五号」に、「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「おそれがあること」を「おそれ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第二号、第四号及び第六号の「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行

為であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるもの

5 第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあつては、当該規定に規定する金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号イに掲げる行為にあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号ロに掲げる行為にあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

六 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

第九条を第十条とする。

第八条第二項第一号中「及び財産の状況」を「財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条中「しなかつたこと」の下に「又は断定的判断の提供等を行ったこと」を加え、同条を第七条とする。

第五条第一項中「しなかつたこと」の下に「又は断定的判断の提供等を行ったこと」を加え、同条を第六条とする。

第四条中「前条」を「第三条」に、「当該重要事項」を「当該重要事項」に改め、「しなかつたこと」の下に「又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったとき」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下「断定的判断の提供等」という。)を行ってはならない。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 前条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」という。)の規定は、この法律の施行後に業として行われる新金融商品販売法第二条第二項に規定する金融商品の販売等について適用し、この法律の施行前に業として行われた前条の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律第二条第二項に規定する金融商品の販売等については、なお従前の例による。

2 金融商品販売業者等(新金融商品販売法第二条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定

の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第百八十四条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項」を「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十二号ロ」に、「投資顧問業者(同条第三項に規定する者)」を「金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者)」に、「契約投資顧問業者」を「契約金融商品取引業者」に改める。

第五十六条第二項中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第六十五条第二項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)」に改め、同条第三項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第六十六条第三項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改め、同条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改める。

第七十一条中「契約投資顧問業者」を「契約金融商品取引業者」に改める。

第一百四十三条第三項中「証券取引法第二条第二十一項」を「金融商品取引法第二条第八項第十一号イ」に、「有価証券指数」を「有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第八十五条 社債等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四十四条第一項第一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。